

浦賀奉行について(1)

岩崎義朗*

On the Uraga Magistrate Office (1)

YOSHIRO IWASAKI

前がき

享保五年二月廿一日堀隱岐守利雄が最後の下田奉行に任せられてから約十ヶ月を経て下田奉行は廃止せられ、新たに相模国浦賀に新設され、同年十二月廿一日浦賀奉行に転補されてから、江戸幕府の終焉により明治政府に引継がれる迄、およそ一世紀半にわたる浦賀奉行所の存在は運輸、経済、軍事、外交とおにおいて重要な地位とその足跡を史上に残したことは新たに指摘するまでもない。

しかし、奉行所の沿革、機構、職掌などの概略は知られているが、その実際の変遷を研究したものは極めて少ない。まとめたものとしてはわずかに高橋恭一氏の「浦賀奉行史概説」(謄写印刷)一冊と同氏の「三方問屋について」(謄写印刷)一冊であるが、この研究は浦賀奉行を中心とした研究の先駆をなすものである。特に前者においては前編と後編の二編に分け前編は主として古事類苑を引いて書かれ、後編は浦賀を中心として活躍した問屋・与力等の残した「浦賀真秘録」、「せきのふるごと」および手扣その他を主軸として史料を奉行の就任順に配列されたものである。または「下田問屋由緒」を中心に書かれたものようである。

その後に研究を深めたものは全くないといつてよい。しかし、幕府関係のもの、かつて奉行をつとめたり、あるいは与力、同心であった人々の史料を蒐め、また図版とおも加え得たので、奉行所の機構、機能、職掌の変遷、実際の司法、行政などその機能、性格を明らかにして取扱った主要事件の概要をまとめようと試みたものである。

1. 浦賀奉行所の設置

浦賀奉行所が設置される前、すなわち浦賀奉行所の前身ともいべきものは下田奉行所である。ここにいう奉行は職制上の呼称で奉行所はその職務を執行する役所であることは申す迄もないが、ここで奉行所としたのは、その長官ともいべき奉行は補職、転職、退職などの間に時間的に断続が生ずることがあるが、役所には断続がないので浦賀奉行所とした。

しかし、浦賀奉行所といつてもこれに附属する機関があり、所管事項もその性質上可成多くの建物が必要でこれは後に詳説するが、一般的にはこれらを総称して奉行所と通称しているが、正しくは個々の呼称を称すべきである。

さて浦賀奉行所の前身である下田奉行所が何故廃止されるに至ったか、また新設されるに至った浦賀奉行所とその機能、性格はどうなつてゐるかを明らかにしたい。元来下田奉行所は元和二年丙辰五月八日に下田奉行として今村彦兵衛重長が任命されたのであるが(註1)、これは正確には最初か

* 横須賀市立第一高等学校・三浦半島史談会

ら下田奉行所とはいつていで船改番所といいその長官は下田御番と称している(註2,3)。この下田番所が設置されたのは大坂の陣終了後、豊臣方が滅亡したとはいえ警戒のため更に取締りを厳重にする政策として諸国に關所を建てたことがその理由の一つである。

そして下田は志摩国鳥羽から江戸までの間では岬端性を利用して比較的の仮泊に便利である点にその位置が選ばれたのではあるが更には遠見番所を設けて船舶監視にも便であった。また、時代的変遷があって重要度に応じて奉行も一人役から二人役あるいは廃し、あるいは再度置いたり、再び廃し、更には三度設置した。しかも後に浦賀と共に設置したのは下田の位置的重要性にあったと思われる(註1)。

ここで注意を要するのは下田港と浦賀港に相違がある点で、下田港は北西から南東にかけて山があり後に下田富士があつて屏風のようになっており、港口は岬が迫って狭い。これは風波の静かな時にはよいが南風や南西風の時はかえつて港内が荒れる結果となること更に港口の附近に暗礁があつて船舶の入津には警戒を要する点が從来から注意されてきていた(註4)。これに比して浦賀港は内湾の港であり扇状形で船の出入は容易であることと北と西、東に山を背い仮泊には極めて便利であり、港内も割合に深い(地理的には溺れ谷 Drawn Valley)とおの理由があげられる(註5,6)。

以上のような相違点が奉行所を下田から浦賀へ移す原因をなすようになるわけであるが(註7) 下田

註 1. 杖徵附錄廢職

「下田奉行一人、元和元年丙辰五月八日始置一員。今村彦兵衛重長。元祿九年丙子四月十一日、二人役同十五年壬午十一月廿八日、一人役享保五年十二月廿五日廢当職。天保十三年壬寅十二月廿四日、再置一員。小笠原 加賀守弘化元年甲辰五月廿四日、再廢当職。嘉永六年甲寅三月廿六日、再置一員。伊沢美 作守。」

註 2. 貿易備考

「天和二年、幕府下田に船改番所を設立し云々」

3. 御役人代々記

「さて御役名往古は下田御番と云、中此より下田奉行と言ける云々」

4. 水路志

「下田伊豆の南岸、石室崎の北東六海里半に在り、港の湾入凡一海里二鏈。港内水深三四尋乃至廿三四尋、底質泥或沙石なり、狼煙崎、洲佐利崎北方とに由て港門を成し、其幅凡八鏈なれど港門内の洲佐利崎北方の浜と、西浜の赤根島の間は縮まりて凡半浬となる。港勢南に面し、港の北東は山岳連綿、雜草蕃蕪す、又南西石室崎に至るの海岸は、層巒疊嶂にして雜樹稠密なり。犬走島は港の中心に位し、稻生澤川口より正面凡二鏈半なり、其形円錐の如く、高さ一四八呎、樹木繁茂す、其下部に洞穴あり全く貫通す、此島より神子之島は南四分之三西に当れり、此地港門は南に面するを以て、南国或は南西風起る時は、波濤暴起して錨泊甚困難なり、又此西より南東の間は、山嶺屏列して風を遮ると雖、強風暴起すれば走錨の患あり。」

5. 浦賀町地誌(明治十年六月)

浦賀港

「周囲四十町余南北縱長サ拾七町余、東西横幅港口式町三十間、中程式町、奥寄式町四十間、極奥壱町四十間、港口南ニ向キ船舶出入頗ル便利ナリ」

6. 相模国三浦郡浦賀町誌(明治十一年三月)

港

「浦賀港ト称ス 本町東方ニアリ 東西ニ丁四十間、南北十七丁、干潮ノトキ深サ三丈六尺ヨリ七丈五尺ニ至ル東南ニ向テ暗礁出洲ナク古來ノ名港ニシテ此地ハ内海に臨ミ大艦巨船常ニ輻湊セリ。(後略)」

7. 新編相模風土記稿卷之百十三 村里部三浦郡卷之七(東浦賀の項)

○湊

「東西浦賀の中間に斗入せり、南を首とし北を尾とす 長二十町余、幅二町余深 海路江戸まで十二里三崎へ四里あり、房総の出崎と海を隔て相対す、其間四里余、道興准后の記に拠に鎌倉右大将家の頭より開けし湊なりと見ゆ【回國雜記】曰、浦河の湊といへる所に至る、こゝは昔賴朝卿の鎌倉にすませ給ふ時、金沢・桜戸・浦賀にして、後来此地に移りしならんか、享保五年豆州下田の番所を此所に移され、諸国の廻船江戸に入津するもの皆此湊に懸り番所の改を請く(後略)。」

港において乗入れ難い船は破損し、また乗出す船も大形廻船は難破することが多く^(註8)、結局諸廻船問屋、荷主組合とおは幕府にその移転を願出たため幕府も下田以外の地を定める必要となり、御船手頭向井将監と下田奉行堀隱岐守に視察を命じた。

そこで享保五子年四月十九日御船手頭向井将監は鳳凰丸で海上より海々を検分して下田に至り、堀隱岐守は陸路金沢街道より浦賀三浦を経由して下田に至り、両者共に浦賀を候補地と指定した。次いで五月、向井将監、堀隱岐守は与力松村恵左衛門、同心中田浅右衛門を従えて浦賀にきたり、東浦賀の石井三郎兵衛、木屋市兵衛方へ旅宿した。そして東西両浦賀の地を夫々点検し、役所、組屋敷、用地とおに適する地を選定するために西岸では田中、高田耕地、表畠、久保畠、伊勢山下、その他洞井戸、また東岸では江戸屋吉兵衛屋敷、千鰯場とおを検分をして向井将監は鳳凰丸で海路を、堀隱岐守は陸路をおの江戸え帰った。

その後、愈々奉行所引移が確定的となつたので西岸では名主伝六郎、年寄七郎右衛門、間屋板屋庄九郎忠兵衛、東岸では名主三郎兵衛、年寄八右衛門、間屋藤波助左衛門、樋口吉左衛門、湯浅屋重五郎などは江戸表へ出立し、用地検分の場所引換について内願に罷出たのである。その際、田中は御免を願出、また間屋相願者があれば早速申出るようにとの達があり、発足時の支配代官遠藤七左衛門宅へ罷出た時、田中並細田、表畠、久保畠の絵図を指出するように命ぜられたが、これも御免を願出た。越えて八月中支配代官は河原清兵衛に代った。

八月中に再調査のため御勘定方斎藤喜太郎、丹沢久左衛門、被官内山惣右衛門、和田与右衛門、町棟梁石丸八右衛門、小勝作左エ門が来賀して表畠、久保畠、伊勢山下を検分し、土地の測量をしたり石垣、井戸とおの見積をした後、以上検分した以外に適当な場所はないかとの質問に対して紺屋畠があることを答えたところ紺屋畠を検分して江戸へ帰った。更に九月西岸年寄七郎右衛門が代官屋敷へ罷出た際に召出され、幕府としては先般検分した場所（現在の川間）および紺屋畠、蛇畠を用地とすることを通達された。これは恐らくは東岸は千鰯場は千鰯問屋からの願出があり、更に西岸の田中は西岸の最も繁華なところで幕府ではこれに代るべき土地は見出せない点に問題があつ

註 8. 「下田御番所今度浦賀湊江被引移行に付問屋共江相渡候書付」享保五子年十二月廿一日付

- 一、下田者湊口不宜候ニ付 風波之節難乗入或々船及破損其上乗出シ之船茂大形諸廻船之者共難波仕候由相聞候付年来被建置候 御番所所替被御付かたき 事に 候得共今度御吟味之上浦賀湊ニ御番所被付候事
- 一、浦賀於御番所改之儀ハ下田御番所ニ而改とは少々品違之事ニ致候条御法度之趣、船頭共々勿論水主迄も能々覚候様ニ急度可被致事
- 一、御法度之趣宜敷相守、万一御法度を背候類々不及云何事ニ而も猥成様子見出し聞出し候ハ、早々浦賀役所又々支配之役所に可申出急度御褒美可被下候事
- 一、御法度背候者、其品存ながら申出ざるにおいてハ急度罪料に可被得事
右吟味被仰付候左之面々評定所に於て書付相渡し候

寺社奉行	大井伊豫守
町奉行	大岡越前守
御勘定奉行	駒木肥前守
浦賀奉行	堀 隠岐守
御目付	鈴木伊兵衛
同断	木下清兵衛
御船手	向井 将監
御勘定吟味役	辻六郎左衛門

享保五子年十二月廿一日

たためであろう(註9)。

しかし、それにしても番所は湾岸の中央から港口にやや近いところ、また奉行所は番所からあまり遠くない地点が望ましいし、組屋敷を考えると相当の広さも要求されるなどの諸条件が概ね満されるのが川間、紺屋畠、蛇畠の地であったために撰定されたものであろう。九月十八、十九日頃迄にその地域に居住する者の引払を命じている。紺屋畠の居住者百姓市郎右エ門、蛇畠では兵左エ門与次兵エ、七兵エ、市左エ門、市右エ門、九右エ門、市十郎、次右エ門、惣九郎、権作、忠兵エ、惣右エ門、長兵エ、権七、太左エ門、源九郎、長三郎、長五郎、甚兵エなど十九軒であった。

この引払の後、西岸年寄七郎右エ門、半左エ門、喜四郎同道にて支配代官河原清兵エへ罷出、問屋願(二十五人書出)と共に用地代地について願出た。問屋願は交代に江戸に詰めているので、手代杉江重蔵が差添となつて堀隠岐守の座敷へ罷出た折に問屋願の二十五人は多いため三人減じて廿二人と書出した。このことは下田において与力同心は御書を以て申渡された。また代替地についてはほとんど浜町の海岸寄に与えられることになった(附図第1図参照)。

2. 浦賀、下田両奉行所の相違

下田奉行所が港湾条件の悪さから浦賀奉行所に引移され、内容的にはあるいは実質的には余り大きい変化はなかつたのであろうか。

これについては下田が船改番所としての役割を果すことが考えられており、諸州に廻船扱をす

註 9. 高橋恭一氏「浦賀奉行史概説」後編各説第一章五三頁、某氏の記録という史料。

浦賀御関所取建發端

享保五子四月御船手向井将監鳳凰丸ニ而浦々検分下田まで御通、同五月下田奉行堀隠岐守下田より向井将監御一統にて御出被成、与力松村恵左衛門、同心中田浅右衛門御共而、東岸石井三郎兵衛、木屋京兵衛方旅宿相成、此度豆州下田御関所御移転ニ思召候ニ付浦賀宣敷有之、就ては御関所役屋敷組屋敷御用地御点検西岸田中、高田耕地、表畠、久保畠、伊勢山下御検分其他洞井戸耕地、東岸にて江戸屋吉兵衛屋敷、干鰯場、御検分相成、堀隠岐守ハ港地、向井将監鳳凰丸而江戸に御帰被成、依之西岸の名主伝六、年寄七郎右衛門、西岸問屋板屋庄九郎忠兵衛、京岸名主三郎兵衛、年寄八右衛門、問屋藤波勘左衛門、樋口吉左衛門、湯浅屋重五郎等江戸表へ御用地御検分の場所引換の儀内願ニ罷出田中の儀御免御願申上、弥々浦賀へ下田御関所引移り之積リニ候間問屋相願候者有之候ハバ早々願出候様被仰渡有之候ニ付右ニ関する人々爰元発足御支配御代官遠藤七左衛門屋敷へ罷出御役屋敷、組屋敷場所田中に御見立、田中並に細田、表畠、久保畠絵図に認め差出候様被仰候へ共、右ノ所御免之儀御願申上候、御関所御用地御検分和泉屋太郎兵衛、島屋与右衛門迄なり。同八月中御支配御代官河原清兵衛へ代る、八月中御用地再調為御検分御勘定方齊藤喜太郎、丹沢久左衛門、御被官内山惣右衛門、和田与右衛門、町棟梁石丸八右衛門、小勝作左衛門御越御点検、表畠、久保畠、伊勢山下御検分、御検地打ち、石垣、井戸杯御積御吟味、外ニ場所無之哉御尋ニ付、紺屋畠之儀申上候処、御両所御検分江府へ御帰リ相成候、同九月、年寄七郎右衛門御支配代官屋敷迄罷出候処、被召出、紺屋畠御用地に被召上候間、畠中に住居候百姓市郎右エ門、当月十八、十九の両日頃迄引払候様被仰渡候、御関所に相成候蛇畠にては兵左衛門、与次兵衛、七兵衛、市左衛門、市右衛門、九右衛門、市十郎、次右門、惣九郎、権作、忠兵衛、惣右衛門、四郎兵衛、権七、太左衛門、源太郎、長三郎、長五郎、甚兵衛右の者共御用地に被召上候間十八、十九日両日頃迄に引払候様被仰渡候。

西岸年寄七郎右衛門、半左衛門、喜四郎両人にて同道、御支配御代官河原清兵衛殿へ罷出、問屋願並ニ御用地代地願罷出、名主伝六儀は浦賀に御用有之出府不致、問屋願は代る々々江戸に相詰、依之御手代杉江重蔵差添、堀隠岐守殿御屋敷へ罷出候処、役々御吟味に相成、人数廿五人書出し候處多分に付相成候様被申聞候ニ付三人減廿二人と書出候(此当時間屋願は卑劣なるを以て願人は多くは温良の人にてありたるよしなり)。

この史料について享保度より稍年代が下ったと考えられる地図と移転を命ぜられた人名と符号しない者が三名ある。高橋氏の引用史料の誤記かも知れない。正誤は次の通りであるが地図は家型、坪数と名前が記入されているので正確である。

史料	地図
大左エ門	太左衛門
源九郎	源太郎
長兵エ	四郎兵衛

るいわゆる問屋が百拾数名附属していて半年毎に拾名宛を派遣して交替しつゝその任に就いていた。その上に同心五十名、与力十二騎が奉行に直属していた(註10)。

船改の任務は主として問屋がこれに当つてはいたので、船舶の出入を検査させていた、ことに諸廻船(二百石積以上の船を廻船といつた)が江戸に入津する場合

第一に廻船の大小を確認し、第二に廻船所載の物品とおの点検を行ない、これに「下り切手」(通船証ともいふべきもの)を附与した。そしてその際、江戸の取扱人すなわち江戸にある廻船取扱人を指示して入港の許可を与える、そうすると、その船舶は江戸着港の後、先に指定された取扱人についてその周旋を受け、以後は入津ごとに必ずその取扱人について詰問をするのでこれを問船と称し、またその船を株船といつたのである(註10)。

以上のように下田における船改めの内容は上述のような二点に大きい眼目がおかれていたのであるが、浦賀奉行所における番所ではどうであろうか、これについて最も早く明確に出された老中達によれば(註11)

一、浦賀於御番所改之儀ハ下田御番所ニ而改とは少々品違之事ニ致候條御法度之趣、船頭共も勿論水主迄も能々覚候様ニ急度可被致事

といつて、違うよう致したと明記しており、これに續いて違背者を見出した者には褒美を、また違背者は急度罪科に処する旨が述べられている。

享保五年十二月にもすでに評定所において老中より達書(註12)および同年同月浦賀通船積荷物に関する定書が公布され(註13)、更に翌享保六年正月廿三日には奉行宛の服務に関する定書が老中より達

註 10. 既に註 2 に引用して貿易備考を引続き掲出する。

「諸州に廻船一百一十余名を附属し、輪番を以て毎半年に一十名を該所に派遣し、船舶の出入を検査せしむ、諸廻船(二百石積以上を廻船と唱ふ)の江戸に入津するものは、同所に於て其大小及び所載の物品等を点検し、下り切手(通船証)を附与し、江戸の取扱人(江戸にある廻船取扱人)を指示して入港を許す、該船舶は江戸着港の後は取扱人に就き、其周旋を受け、爾後入津ごとに必其取扱人に附きて詰問するが故に、之を問船と称し、又之を株船と称す、又該船帰帆の際、所載の貨物及び箇所等を検査し、上り切手を付与して出帆せしむ、該船は之を下田番所に出て通航するの制規となす。其後寛永年間、回漕の益々開くるに隨ひ江戸大坂の貨主等相謀り、貨物出入等の請次取扱を為す者を定め、之を廻船問屋と名くる云々

11. 前掲註 8 の第二項

12. 前掲註 8 の宛先

13. 徳川商業叢書

浦賀通船積荷物の事

定

一、諸国往来大小の船、向後相州浦賀湊に於て改有之、江戸湊出入の船は不及言、冲を直通り仕間敷事

附り、漁船并押送の小船魚荷計り積候分は改に不及、外之荷物積候時は、問屋へ不及届、御番所へ直に着、改請可申候空船の分は改無之、直に乗通可申事

一、豆州下田より江戸迄の内、東の方へ乗候船は、唯今迄無之候得共、自今は右の船共浦賀にて改有之事

一、東廻船の分登り下り通船共に、向後浦賀湊へ乗入、改を請可申候、并安房上総下総常陸より江戸又は下田迄の内を往来致候船は、唯今迄改無之候得共、是又浦賀にて改有之事

一、諸廻船浦賀に於て改不済船、根府川浦賀の間暫くも繋るべからず、尤荷物便船人揚下し堅く停止たり、若し風波の節船繋り致候はゞ々其所々の庄屋証文を取り浦賀に於て可_レ差出_レ事

一、浦賀に於て改済候船、風波の節根府川浦賀の間に繋り候はゞ、浦賀改済候手形出し庄屋に可_レ相断_レ事

一、根府川より浦賀迄の間、浦々より出入の荷船登り候荷物積候はゞ、浦賀へ乗參り改可請、下り船は先直に浦賀へ乗入改済候上、浦々可_レ乗入_レ事

右之条々堅く可_レ相守_レ、若し於_レ相背_レ可_レ為_レ曲事_レ者也

享保五庚子年十二月廿一日

下田にては、来る丑二月より改無_レ之、浦賀に於て二月朔日より改有_レ之筈之事

右御書付の趣、当月廿一日於_レ御評定所_レ被_レ仰渡_レ、奉_レ畏難_レ有_レ仕合_レに奉_レ存候、尤御書付の写、船毎に張置堅く相守り可_レ申候。

右御書付御本紙式通則返雜仕候

享保五庚子年十二月

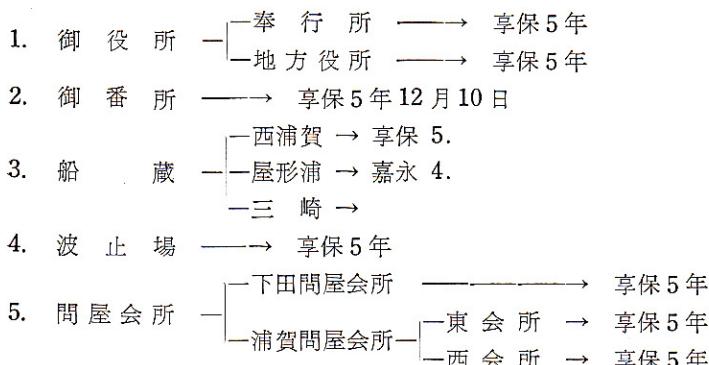
書があり(註14)同年同月同日附で御番所改方心得には詳細な取扱規定が定められている(註15)。これらを検討してみると唯單なる船改めのみでなく、船改めは一層厳重を極めているし、切手を重視し、破船の処理において、乗船人についても厳重に規定し、更には積荷についても武器武具の輸送には格別の取扱を規定し、また船の礼式についても取極めていて、非常に検査内容に変革をもたらし、反乱の抑圧と幕府の権威を保持する上では細かく配慮されている。

船改めの目標が変っていることに気付くであろう。したがって船舶の移動に伴う人と物との内容を厳重に検査している点と船宿との関係、石銭の徵収、十一品目の吟味など新しい着眼は全く下田番所におけるそれとは異なっている。海關といわれる意義が明瞭となつてゐる。

以上は主として廻船吟味の点にのみ焦点を当てたのであるけれども、更に一般民政への権限や、外国船の出没に伴う海防上の分担者としての位置からは江戸湾防備の重任は他の諸大名のそれとは異なって、むしろ幕府の出先機関としての指導的な役割がある。砲術の修練とその記録も種々あり、更に外国船が来航するに及んでは幕府の代表機関としての外交接渉に当る重要な役割はまさに國家の重責を担ったものということが出来る。それゆえにこそ機構も複雑となり権限も大きく、したがって単なる遠国奉行の低い地位は次第に高められてきており、その重要性を認めることが出来る。

3. 浦賀奉行所と所属施設

先に述べた享保五年九月十八、十九日に用地内の居住者に移住を命じ、間もなくその趾地に諸施設の建造に着手した。一般に次のような營造物がその所管となつていたものである(年号は創設の年号)。



註 14. 浦賀真秘錄

定

- 一、船改之儀御法度之趣、無_レ相違_ニ様念入可_レ申付_レ候、尤廻船無_レ滯難儀之品、無_レ之様_ニ取斗儀専要事
- 一、与力同心并家來之儀_ニ不_レ及_レ申、地下之者ニ至迄廻船之者_ニ賄賂を請、依怙鼎負無_レ之様堅_ク可_レ被_レ申付_レ候事
但支配之者御用之外ニ一切造申間敷候事
- 一、諸國浦々ニ而諸廻船及_ニ難儀_ニ候事、又者非儀之輩出有_レ之可_レ申出_レ旨兼々船頭問屋共に申付可_レ被_レ置候事
- 一、往来之諸廻船米穀其外酒、油、塩、薪炭、材木之類且又年中上下船數之書付并荷物捨候船之事、問屋又_ニ船頭_ニ書付取_ニ之置、年中式度宛可_レ被_レ差出_レ候、若例_ニ格別多少有_レ之_ニ不審_ニ儀茂候ハ_ニ、臨時ニ早速其品可_レ致_ニ注進_ニ候事
- 一、自然海上堅_ニ被_レ仰付_レ候節者、下田湊相応之場所_ニ候條、彼地に引越、御番被_レ相勤_ニ候為_ニ下田浦方、浦賀奉行支配被_レ仰付_レ候事
但當分之儀_ニ浦賀表に追船相廻御番可_レ被_レ申付_レ候、尤奉行在江戸においてハ御役所に可_レ被_レ罷_ニ越_ニ候

6. 高札場	東	一洲崎町	→ 享保6年
		新井町	→ 延享2年
	西	紺屋町	→ 享保6年
		一番所(蛇島町)	→ { 1. 享保6年正月 2. 享保6年正月 3. 享保7年5月 4. 享保7年10月 }
7. 砲術角場	一分穂砲術 15間角場	→ 嘉永6年	
	鶴ヶ崎砲術1町角場	→ 弘化2年	
8. 銃陣調練場			
9. 焰硝蔵	東火薬蔵	2ヶ所	
	西火薬蔵	2ヶ所	
10. 製薬所	→ 斎藤屋敷製薬所	→ 嘉永4年	
11. 燈明堂	浦賀	→ 慶安6年創設	→ 享保6年2月以後 奉行所の管轄
	三崎(城ヶ島)		
	明神崎	→ 嘉永6年	
	亀甲岸	→ 嘉永6年	
12. 御台場	見魚崎	→ 嘉永6年	
	平根山	→ 文化8年	
	千代ヶ崎	→ 弘化4年	
	鶴ヶ崎	→ 文化6年	
	明神崎		
13. 狼煙場(篝火焼場)	平根山		
	千代ヶ崎		
14. 遠見番所(遠眼鏡)	平根山(船見番所)	→ 安政6年	
	鶴ヶ崎	→ 弘化2年	
15. 御米蔵	一		
16. 御役宅			
17. 御組屋敷	与力町	→ 享保5年	→ 文化4年増加
	同心町	→ 享保5年	→ 文化4年増加
18. 渡船場	東		
	西		
19. 船渠	→ 萬延元年		
20. 武器蔵	→ 文化5年		
21. 鎮劍稽古場	→ 安政4年		

以上の諸営造物は浦賀奉行所の設置に伴って設けられしものと時代の要請に応じて漸次設営せられたものとがある。殊に御台場に関しては造営せられた後に所管の移ったもの例えば城ヶ島台場のごときは浦賀奉行の創設に係ったものが後に任する諸藩に移り、または逆に松平大和守の創設した台場が後に所管を浦賀奉行に替えたような例も二、三にとどまらないが比較的長くその所管を担当したものを主体とした。

1. 御役所

一般に御役所あるいは奉行役所または御奉行所といわれた建物は正面は北寄東向(東北東)に建てられ正面42間、側面46間半坪数1953坪、周囲に溥渠が繞らされ、正面中央よりやや北寄に

は表門（長屋門造で建坪 1755 坪），南端に焚出門（冠木門造），裏門は北側の側面に，裏正面すなわち西側の中央より南寄に非常口が設けられている。

表門の両側に夫々 6.5 曜敷の部屋が一室宛，向って右側は押入付の 4 曜の間がついているが，表門に至る溝渠にかけた石造の橋は現在もそのまま残っている。表門前には向って右に馬建，左には供人の腰掛がある。

表門を入った正面の建物（木造 344 坪 3 合 5 勺は）内部が大き二つの部分になつて正面がいわゆる奉行所で南側の部分が地方役所になっている。

奉行所は正面に式台があって，この式台は二段に作られており，式台を上ると大玄関（12 曜）で正面に槍を置いた槍段がある。玄関の左には使者ノ間（11 曜）次の間として上使ノ間（10 曜）と二間続き，玄関の右側は 2 間続き共に封印役控室（5 曜，6 曜）これから離れ，式台に並んだ廊下を廻らしたのが訴訟を取扱う訴所（8 曜）がある。この 6 室の後は鏡板の廊下をへだてて部屋の蔵が 3 蔵ある。一番南側が 3 室共対面所（21 曜床間付），二ノ間（10 曜半）三ノ間（14 曜）と続き，二番の列は廊下（12 曜），中庭を隔てて，裕筆間（6 曜）次 4 曜の間に続いて用部屋（10 曜），御目付部屋（8 曜）となっている。次に板の間廊下を隔てて北側の第三番の 4 部屋の群がある。この中には裏門から入った時の式台。その隣室が中番部屋（6 曜），次のいろりのある部屋（6 曜），隣室は中ノ口（6 曜）となつている。

この三群から廊下を隔てて左の奥は離れの形式で居間（12 廊半床の間付），次の間（9 曜押入付），納戸（6 曜）この奥に湯殿（奉行専用），これら 3 室の前面は入側（12 曜）の曇敷の細長い室を隔て近習詰所（いろいろがあり 10 曜），主として奉行出勤の折の常住の室である。廊下の奥は膳立所（4 曜）となつていて奉行の配膳室となつてお，近習詰所のいろりは茶をたてるためのいろりで，交替で詰めるところ。

次に 3 室が南北に並んでいるのは近習休息所（8 曜押入付），次が中小姓休息所（7 曜）次が勝手役所（8 曜押入付），廊下を隔てて北西隅に台所板間（かまど 3 基と土間）の西側にホマチ部屋（6 曜で予備室）と物置之間（5 曜），板間を隔てて東側に戸棚（食器その他を格納）の隣が湯殿となつてお。その間に便所は 8 ヶ所，いづれも大小便併置のものである。

次に奉行所と入側（23 曜）と庭を隔てて一群がある。南側に式台があり奥に 6 曜間（中ノ口に相当する）の西隣が地方掛詰所（14 曜）その次西隣が組頭詰所（8 曜）之等 2 室の前面は廊下を隔て板塀囲の庭があり，地方詰所の奥は次の間（5 曜押入付）と組頭詰所の奥の次の間（4 曜押入付）となつてお。式台の東側に土間付の 4 曜半その隣が地方白洲（4 曜）廊下をへだてて 4 曜の間がある。中の口に相当する室の隣に 4 曜の間，次が吟味掛詰所（8 曜）廊下を畳て板塀囲の庭がある。その北側には評席（9 曜）と北に続いて証文所（6 曜）があり畳縁下縁を一室があり，それに続いて公事人腰掛その隣が駕籠部屋となつてお。

表門の南側に続く長屋は北側から南へ土間付仮寄，続いて物置，次に通詞部屋（8 曜，押入，縁側付）次の間が 2 曜及 3 曜次に土間押入付板間を経て全く同様な 2 曜及 3 曜の次に通詞部屋（押入，縁側付で板塀囲の庭がついてお）がある。

もう一棟の長屋は裏門に続く小遣部屋（10 曜半土間付）と続いて中間部屋（10 曜半押入土間，板間付）とで門の東側は道場となる板敷の長屋で両方の長屋を合せると 129 坪 7 合 5 勺である。

以上の外，焚出門の傍に焚出所（30 坪かまど 3 個），裏門長屋の付くに廄（19 坪 2 合 5 勺），北西隅に鉄砲所（13 坪 5 合），土蔵が 3 棟（56 坪）がある。（未完）